

平成 22 年 6 月 14 日現在

研究種目：特定領域研究

研究期間：2004～2009

課題番号：16090204

研究課題名（和文） 国際取引における仲裁の総合的研究

研究課題名（英文） Integrated Studies on Arbitration in International Transaction

研究代表者

中野 俊一郎（NAKANO SHUNICHIRO）

神戸大学・大学院法学研究科・教授

研究者番号：30180326

研究成果の概要（和文）：わが国における国際商事仲裁の利用を活性化するためには、理論面では、当事者自治の強化により仲裁廷の権限を拡大するとともに、裁判所の介入権限を制限することが求められる。また、実践面では、日本の仲裁法の透明性を高めること、法学部・法科大学院において体系的・効果的な仲裁教育を行うことが必要である。

研究成果の概要（英文）：In order to activate the use of international commercial arbitration in Japan, it is required from a theoretical point of view not only to strengthen arbitrator's power by facilitating parties' autonomy, but also to restrict state courts' authority to intervene in the arbitration process. From a practical perspective, it is required to secure the transparency of the Japanese arbitration law and to introduce a systematic and effective education of arbitration in Japanese law faculties and law schools.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2004 年度	2,100,000	0	2,100,000
2005 年度	2,100,000	0	2,100,000
2006 年度	2,400,000	0	2,400,000
2007 年度	2,600,000	0	2,600,000
2008 年度	2,400,000	0	2,400,000
2009 年度	1,800,000	0	1,800,000
総計	13,400,000	0	13,400,000

研究分野：国際私法、仲裁法

科研費の分科・細目：法学・国際法学

キーワード：仲裁、国際仲裁、国際私法、国際民事訴訟法、ADR

## 1. 研究開始当初の背景

国際取引紛争の解決手段として、従来わが国で主に利用されてきたのは訴訟であったが、訴訟による紛争解決は国際裁判管轄の有無などをめぐって当事者間で争いを招きやすいうえ、上訴による時間的コストの増大、

公開原則により営業上の秘密を保ちにくいといった様々なデメリットを伴う。そのため多くの国は、貿易振興の基盤強化策として、仲裁による紛争解決を奨励する政策をとり、仲裁法の整備や仲裁機関の近代化を進めてきた。わが国も 2002 年に仲裁法を制定した

が、その後も日本における国際仲裁の件数は年間 20 件程度（日本商事仲裁協会での受理件数）と低迷している。日本企業が関与する国際仲裁事件は少なくないが、これらの多くはパリの国際商業会議所やアメリカ仲裁協会、ロンドンの国際仲裁裁判所といった主要仲裁機関で処理されているものと考えられる。このことは、日本企業が不慣れなフォーラム、不慣れな手続での紛争解決を強いられることを意味し、それがまた日本企業の仲裁への不信感や日本での国際仲裁人の不足といった悪循環を招いているものと推測される。そのため、日本における国際仲裁の活性化は急務ということができるが、日本の大学・大学院教育においても、国際仲裁が正規の授業科目とされることはほとんどないというのが研究開始当初の状況であった。

## 2. 研究の目的

上記のような背景から、本研究は、日本における国際仲裁の利用を活性化するために、実務・理論や法学教育の分野で、いかなる方策が可能かを検討しようとするものである。理論面では、仲裁による国際取引紛争の解決をより安価・迅速・実効的かつ満足度の高いものにするために、どのような法的規律が適当であるかを検討する必要がある。同時に、そこで得られた成果を実務に応用するためには、現在の実務で生じている問題を抽出し、分析・検討しなければならない。とくに、外国の実務家に日本での仲裁を選択させるには、日本の仲裁法・仲裁制度を英語で紹介し、それが信頼に足るものであることを広く周知してゆく必要がある。さらに、将来、日本で仲裁を利用する予備軍ともいえる法学部・法科大学院学生に、国際仲裁について一定の予備知識を与えることも考えられるべきであろう。本研究は、これらを総合的に検討しようとするものである。

## 3. 研究の方法

上記の目的達成に向けて、本研究は次のような方法をとった。すなわち、まず理論面では、日本の仲裁法の解釈・適用にあたって問題となりうる点を抽出し、比較法的手法により、諸外国の立法や学説・実務での取り扱いを参考として、それぞれの問題の合理的処理を検討し、解釈論的・立法論的提言を行う。また、日本の仲裁法・仲裁制度の概要・要点や問題点をまとめ、英語による論文ないし紹介、Q&A といった形で、雑誌、単行本、ホームページなどの媒体を用い、海外に向けて情報発信する。さらに、法学部・法科大学院の教育において、国際仲裁に関する教育を実践するとともに、そこで判明した技術的問題や得られた知見をまとめ、仲裁教育を法学部・法科大学院教育に根付かせるための方策を

検討する。

## 4. 研究成果

### (1) 日本仲裁法の外国への紹介、外国仲裁法の日本への紹介

日本を仲裁地とする国際仲裁の利用を活性化するためには、仲裁地としての日本の信頼性を外国の実務家に向けてアピールすることが重要である。そのため、本研究においては、総括班と緊密な連携をとりつつ、英語による日本仲裁法の概要や Q&A、英訳判例をホームページ上に掲載するとともに、日本仲裁法の内容や特徴について英語で論文を作成し、雑誌や単行本において公表した。従来、日本の仲裁法に関する外国への情報発信は必ずしも十分ではなかったため、本研究はこの点において一定の成果をあげたものと考えられる。同時に、日本の仲裁制度をよりよいものにするために、外国仲裁法の研究は不可欠である。そのため本研究においては、米国の実務家と共同で、米国・ドイツを中心として最新の仲裁関係判例を研究し、仲裁専門誌上に連載した。ここで得られた比較法的判例研究の成果は、(2)(3)の仲裁法研究の成果に結びついている。

### (2) 国際仲裁合意の法的規律

仲裁合意は仲裁の基礎をなし、その効力は仲裁手続や仲裁関係訴訟、仲裁判断取消・執行手続など、仲裁のあらゆる局面に影響を及ぼす。従って、仲裁合意の法的規律を多面的に検討し、仲裁合意の効力が当事者の予期に反した扱いを受けないシステムを構築することは、仲裁法の究極の課題であるともいえる。そこで本研究においては、仲裁合意と管轄合意・法選択合意の相関関係に着目し、合意の有効性判断を契約準拠法によって行うなど、これら三種の合意を整合的に取り扱う法解釈の可能性・合理性を提示するとともに、国際商取引紛争、とりわけ知的財産紛争について仲裁や調停を合意する可能性とその限界、近隣諸国で用いられる選択的仲裁合意の危険性、仲裁合意における弱者保護の手法のあり方、日本の国際私法改正が仲裁法に及ぼす影響、とりわけ仲裁合意の準拠法決定のあり方等について、主として比較法的見地から研究し、ありうべき解釈論を示した。例えば、仲裁合意の準拠法決定にあたっては法適用通則法 7 条ではなく仲裁法及びニューヨーク条約の規律によるべきであること、日本の仲裁実務で用いられる被告地主義（クロス式）の仲裁合意は仲裁合意の準拠法判断の安定的規律を阻む面があり、むしろ仲裁合意準拠法の明示的合意によるのが望ましいこと、選択的仲裁合意もまた実務に混乱を生ぜしめており、その採用は避けるべきこと、弱者保護にあたっては法適用通則法の規律を仲

裁にも応用しうることなどである。また、経済学者との共同研究により、仲裁合意の特殊形態である最終提案仲裁の合意が当事者間での紛争解決に及ぼしうる積極的な効果について検証した。

### (3) 仲裁手続及び仲裁判断取消・執行手続の法的規律

仲裁手続の準拠法を規律するにあたって、当事者自治を基礎とするか、裁判手続における扱いとの整合性から仲裁地を基準とするかは、国際仲裁法の世界で激しく議論されてきたテーマであり、今日においても、仲裁地で取り消された仲裁判断が他国で執行可能か、仲裁手続において国家法以外の法規範を判断基準とすることが可能かといった観点から、議論が続けられている。その全体像について答えを出すにはなおかなりの年数が必要であるが、本研究においては、そのための基礎的作業として、次のような問題について主として比較法的見地から検討し、解釈のあり方や方向性を提示した。すなわち、仲裁手続の準拠法決定については仲裁地を基準にすべきであるが、それが理論的には当事者自治を認めるのと同じ効果を生じること、仲裁判断取消しについて、仲裁地国と執行地国での権限分配を再検討し、執行地国により強い監督権限を付与する余地があること、仲裁手続のための保全命令に関する裁判所の管轄決定につき、仲裁廷の保全命令管轄を重視し、裁判所の管轄範囲を制限すべきであること、仲裁合意に反する外国訴訟を差し止める命令を裁判所に申し立てることは適当ではないが、仲裁廷が同様の命令を発することには十分な効果が期待できること、などである。

### (4) 国際私法・国際民事手続法一般

国際仲裁・ADR と国際訴訟は、いわば車の両輪のように、互いに競合し、補完しあいながら、国際商取引紛争の合理的解決に寄与していくという関係に立つ。そのため、国際仲裁の合理的規律を研究するに際しては、同じ紛争が訴訟に持ち込まれた場合に、どのような手続でどのような解決が与えられるかについて、常に目配りしておかなければならず、仲裁判断の効力問題を考えるにあたっては、外国判決の効力の取り扱いとの整合性を失ないように配慮する必要がある。このような観点から、本研究においては、国際契約・不法行為事件の国際裁判管轄や準拠法の決定基準のあり方、外国判決承認・執行の要件・効果等について検討した。例えば、非国家法を仲裁判断の基準とすることには理論的に十分な根拠があり、これは涉外訴訟においても採用可能な手法であることを示した。また、本研究の実施期間中には、国際私法及び国際裁判管轄に関する立法作業が行われ

たため、上記の問題について解釈論を提示するだけでなく、本研究で得られた成果を発信するという観点から、不法行為準拠法について当事者自治を導入すべきこと、その際には事前の合意をも排除すべきではないこと、契約準拠法の規律を国際仲裁の実体基準の決定と整合させるべきこと、契約義務履行地管轄の履行地を決定するにあたっては契約準拠法を参照することが理論的に可能かつ適当であること、国際管轄合意の規律を仲裁合意の規律と整合させる必要があることなどの立法論的提言を行った。以上のほか、国際民事訴訟法一般については、共著のテキストを出版したほか、本年度刊行予定の注釈民事訴訟法（有斐閣）において、国際民事訴訟法、涉外訴訟における訴訟能力・当事者能力、外国判決承認・執行の項目を執筆した。

### (5) 仲裁教育

わが国において国際仲裁を活性化するという視点からすると、今後、わが国の実務において国際仲裁のユーザーとなってゆく学生に対して、適切な国際仲裁の教育を提供することが考えられなければならない。これについては、研究代表者個人の力では困難な面が多くあったが、幸い、神戸大学「市場化社会の法動態学」研究センター（CDAMS）との連携が得られ、2004年度に国際ワークショップ「法学部・法科大学院における仲裁教育の可能性」を開催し、そこで得られた知見を踏まえ、2004～2006年の3年度にわたって「国際仲裁」セミナーを開講した。セミナーでは、研究代表者がコーディネーターとなって国際仲裁の実務家や研究者を招き、仲裁条項のドラフティングやロールプレイ形式なども盛り込んで実験的教育を行った。開催後の受講者アンケートでも好評が得られたため、セミナーの成果（ビデオや教材など）をゼミ教育に取り入れ、Berger, Arbitration Interactiveなどの英語教材を用いて少人数教育を実施し、かなりの教育的効果をあげることができた。これを法学部・法科大学院における教育にどう根付かせてゆくかは大きな課題であるが、仲裁教育の手法や可能性について、一定の方向性を示すことができたと考えている。

### 5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計41件）

〔研究成果4(1)関係〕

(1) 中野俊一郎＝阮柏挺「新・国際商事仲裁関係判例紹介」JCAジャーナル 54巻8号（2007年8月）56-58頁、55巻1号（2008

年1月) 56-57頁、5号(2008年5月) 58-59頁、9号(2008年9月) 60-61頁、56巻1号(2009年1月) 60-61頁、5号(2009年5月) 70-71頁、9号(2009年9月) 86-87頁、57巻1号(2010年1月) 64-65頁

(2) Shunichiro Nakano/Boting Ruan (共著), Japanese Arbitration Act Q&A, in: <http://kanzaki2.lawd.gakushuin.ac.jp/~conflict/arbitration/index.html> (2008年9月)

(3) Shunichiro Nakano/Boting Ruan (共著), Outline of the Japanese Arbitration Act, in: <http://kanzaki2.lawd.gakushuin.ac.jp/~conflict/arbitration/index.html> (2008年9月)

(4) Shunichiro Nakano, The Japanese Arbitration Law of 2004 and its impact on international commercial arbitration, ZZPInt (Zeitschrift für Zivilprozess International) Vol.11 (2007) pp.315-332 (2007年11月)

(5) Shunichiro Nakano, International Commercial Arbitration Under the New Arbitration Law of Japan, The Japanese Annual of International Law, No.47 (2004) pp.96-118 (2005年3月)

[研究成果4(2)関係]

(6) 第11章(国際的な労働紛争は、どの国の裁判所で、どの国の法律によって解決されるのか) 中野俊一郎「国際裁判管轄の合意」ジュリスト1386号(2009年10月) 54-61頁

(7) 中野俊一郎「第11章-国際的な労働紛争は、どの国の裁判所で、どの国の法律によって解決されるのか」大内伸哉編・働く人を取りまく法律入門(ミネルヴァ書房、2009年4月) 247-262頁

(8) Shunichiro Nakano / Chin-yen Wang (共著), Optional Arbitration Agreements and the Interpretation of Arbitral Clauses by the Courts - Issues that have emerged from a Recent Cases in Taiwan, in: Festschrift für Dieter Leipold zum 70. Geburtstag, 2009, S.951-963 (2009年2月)

(9) 中野俊一郎「国際取引紛争の解決と当事者自治」国際商取引学会年報2008年第10号(2008年7月) 182-192頁

(10) 中野俊一郎=王欽彦(共著)「選択的仲裁合意と仲裁判断の取消し-台湾中油仲裁事件をめぐる-」JCAジャーナル54巻10号(2007年10月) 2-7頁

(11) 中野俊一郎「法の適用に関する通則法と国際取引・国際仲裁」JCAジャーナル54巻7号(2007年7月) 1-11頁

(12) 中野俊一郎「国際商事仲裁」(最判平成9年9月4日民集51巻8号3657頁)国際私法判例百選(新法対応補正版、2007年1月)

208-209頁

(13) 中野俊一郎「仲裁契約に基づく仲裁人選定請求に対して、仲裁契約の存否を判断した上、仲裁人の選定を行った事例」(東京地判平成17年2月9日)Lexis判例速報2巻10号(2006年10月) 86-89頁

(14) 曾道智=中野俊一郎(共著)「最終提案仲裁(Final-Offer Arbitration)とその経済学的分析」JCAジャーナル53巻6号(2006年6月) 2-9頁

(15) 中野俊一郎「知的財産権侵害事件の国際裁判管轄」企業と法創造3巻1号(2006年6月) 71-81頁

(16) 三木浩一・山本和彦編、中野俊一郎ほか・新仲裁法の理論と実務(有斐閣、ジュリスト増刊、2006年4月)

(17) 中野俊一郎「ADRによる国際商取引紛争の解決と国際私法」国際私法年報7(2006年1月) 87-114頁

(18) 中野俊一郎「管轄合意・仲裁合意・準拠法選択合意-国際私法・国際民事訴訟法における合意の並行的処理の可能性と限界-」齋藤彰編『国際取引紛争における当事者自治の進展』(法律文化社、2005年11月) 63-99頁

(19) Shunichiro Nakano, Jurisdiction Agreements, Arbitration Agreements and Choice of Law Agreements, in: Evolution of Party Autonomy in International Civil Disputes (LexisNexis, 2005), p.87-119

(20) 中野俊一郎「知的財産権紛争とADR-仲裁を中心として-」企業と法創造1巻4号(2005年3月) 391-397頁

(21) 中野俊一郎「仲裁契約の準拠法と仲裁法」JCAジャーナル51巻11号(2004年11月) 68-74頁

(22) 三木浩一、中野俊一郎ほか・座談会「研究会 新仲裁法の理論と実務-国際仲裁・準拠法(その1、その2)」ジュリスト1271号48-71頁、1272号106-132頁(2004年7月)

[研究成果4(3)関係]

(23) 中野俊一郎「国際仲裁における仲裁判断の取消し」青山善充先生古稀祝賀・民事手続法学の新たな地平(有斐閣、2009年4月) 1139-1163頁

(24) 中野俊一郎「外国を仲裁地とする仲裁合意と仮処分命令の国際裁判管轄」(東京地判平成19年8月28日判時1991号89頁)JCAジャーナル55巻8号(2008年8月) 2-8頁

(25) Shunichiro Nakano, Provisional Remedies in International Commercial Arbitration and Anti-Suit Injunction, The Japanese Annual of International Law, No.50 (2007) p.387-388 (2008年3月)

(26) 中野俊一郎「国際仲裁と外国訴訟差止命令」国際商事法務35巻12号(2007年12

月) 1627-1634 頁

(27) 中野俊一郎「国際訴訟・国際仲裁と非国家法の適用」山本顕治編『法動態学叢書・水平的秩序4 紛争と対話』(2007年12月、法律文化社) 200-224 頁

(28) 中野俊一郎「仲裁合意の準拠法」「仲裁手続の準拠法」小島武司=高桑昭編『注釈と論点 仲裁法』(青林書院、2007年2月) 58-60 頁、166-168 頁

(29) 中野俊一郎「外国判決・外国仲裁判断の承認・執行および執行」新堀聡=柏木昇編・グローバル商取引と紛争解決(同文館出版、2006年6月) 67-105 頁

(30) 中野俊一郎「国際私法の現代化に関する要綱中間試案と国際取引—国際私法の将来像と準拠法選択の自由—(上、下)」JCAジャーナル 52 巻 8 号 2-8 頁、9 号 2-9 頁(2005年8月-9月)

[研究成果 4(4) 関係]

(31) 中野俊一郎「知的財産関係事件における外国判決の承認・執行」企業と法創造 6 巻 2 号(2009年12月) 189-210 頁

(32) 中野俊一郎「義務履行地の国際裁判管轄」国際私法年報 10 号(2009年4月) 22-48 頁

(33) 中野俊一郎「国際知的財産法に関するALI原則と外国判決の承認執行」企業と法創造 3 巻 1 号(2007年6月) 184-193 頁

(34) 中野俊一郎「法適用通則法における不法行為の準拠法について」民商 135 巻 6 号(2007年3月) 931-953 頁

(35) 中野俊一郎「外国判決承認要件としての国際裁判管轄」(<http://www.cdams.kobe-u.ac.jp/archive/dp07-2j.pdf>) (2007年2月)

(36) 中野俊一郎「国際民事訴訟法」小林秀之編・法学講義民事訴訟法(悠々社、2006年3月) 40-48 頁

(37) 中野俊一郎「国際取引紛争の解決」木棚照一=中川淳司=山根裕子編・プライマリー国際取引法(法律文化社、2006年2月) 172-199 頁

(38) 中野俊一郎「財産所在地の国際裁判管轄」石川明=石渡哲編・EUの国際民事訴訟法判例(信山社、2005年11月) 114-130 頁

[研究成果 4(5) 関係]

(39) ヴォルフガング・リュケ(中野俊一郎/王欽彦共訳)「民事訴訟の領域における法と法学教育の欧州化」松本博之・出口雅久編『民事訴訟法の継受と伝播』(信山社、2008年2月) 269-287 頁

(40) 中野俊一郎「柏木報告コメント・国際商取引法の教育の内容とあり方」国際商取引法学会年報 8 号(2006年7月) 35-36 頁

(41) 中野俊一郎「問題提起：仲裁教育の現状と課題」JCAジャーナル 52 巻 4 号(2005年

4月) 48-50 頁

[学会発表](計 19 件)

①台湾司法院主宰シンポジウム「知的財産関係民事訴訟を中心とする国際裁判管轄及び準拠法選択」(2009年11月18日~22日、台湾司法院・台南地方法院)にて報告「知的財産事件の国際裁判管轄—特許侵害事件を中心として—」

②日本・韓国・台湾国際民事訴訟法シンポジウム(2009年9月26-27日、神戸大学)にてコーディネーター兼報告「義務履行地の国際裁判管轄」

③日韓知的財産法・国際私法シンポジウム(2009年9月9日~11日、韓国中央大学校)にて報告「知的財産関係事件の国際裁判管轄」「知的財産権に関する外国判決の承認・執行」

④日韓知的財産法・国際私法シンポジウム(2008年12月20日~21日、早稲田大学)にて報告「知的財産権に関する外国判決の承認・執行」

⑤韓国大法院・国際私法学会主催シンポジウム「ルガノ条約に関する日韓協力案」(2008年6月21日、ソウル・韓国大法院)にて報告「ルガノ条約への加入手続」

⑥国際私法学会シンポジウム「国際裁判管轄立法に向けて」(2008年5月11日、中京大学)にて報告「義務履行地・財産所在地の国際裁判管轄」

⑦日韓国際民事訴訟法シンポジウム(2007年12月22日~24日、沖縄ロイヤルオリオンホテル)にて報告「不法行為事件の国際裁判管轄」

⑧特定領域研究「日台ワークショップ 国際仲裁・調停の現代的課題」(2007年6月16日、台北 EVERGREEN LAUREL HOTEL)にてコーディネーター兼報告「国際仲裁と消費者・労働者保護」

⑨国際商取引学会(2007年11月18日、日本大学)シンポジウムにて基調報告「国際取引における紛争解決：国際取引紛争と当事者の自治」

⑩国際法協会日本支部 2007 年度研究大会(2007年4月21日、東京大学)にて報告「国際訴訟・国際仲裁と民事保全」

⑪日韓知的財産法・国際私法国際シンポジウム(2006年12月16日~17日、早稲田大学)にて報告「国際知的財産法に関するALI原則と外国判決の承認執行」

⑫日韓知的財産権・国際私法国際シンポジウム(2006年9月2・3日、韓国・建国大学)にて報告「知的財産関係訴訟と外国判決の承認執行—ALI原則を中心として—」

⑬CDAMS・EU インスティテュート関西国際シンポジウム「国際民事紛争の裁判管轄をめぐる

る諸問題」(2006年6月17日、神戸大学)にて報告「外国判決承認要件としての国際裁判管轄」

⑭知的財産権・国際私法共同シンポジウム「知的財産権に関する国際私法原則／韓国・中国・日本における涉外私法の諸問題」(2006年1月14・15日、早稲田大学)にて報告「知的財産権侵害に関する国際裁判管轄」

⑮ブラジル日本国際シンポジウム「司法制度改革」(2005年9月13日～15日、リオデジャネイロ州立大学)において報告「日本における民商事事件に関する国際裁判管轄」「国際商事仲裁」

⑯CDAMS 国際ワークショップ「法学部・法科大学院における仲裁教育の可能性」(2004年11月6日、神戸大学)にてコーディネーター兼報告「問題提起：日本における仲裁教育の現状と課題」

⑰CDAMS 国際ワークショップ「法学部・法科大学院における仲裁教育の可能性」(2004年11月6日、神戸大学)にてコーディネーター兼報告「問題提起：日本における仲裁教育の現状と課題」

⑱日韓知的財産権法・国際私法共同セミナー(2004年9月4日・5日、韓国・漢陽大学)にて報告「知的財産権紛争とADR—仲裁を中心として—」

⑲CDAMS 国際ワークショップ「国際取引紛争における当事者自治の進展—ハーグ合意管轄条約の採択に向けて—」(2004年6月25日、神戸大学)にて報告「管轄合意・仲裁合意・準拠法選択合意」

⑳国際私法学会シンポジウム「国際仲裁をめぐる現代的課題」(2004年5月10日、香川大学)にて報告「仲裁契約準拠法と国際私法」

〔図書〕(計1件)

本間靖規＝中野俊一郎＝酒井一・国際民事手続法(共著、有斐閣、2005年9月)

〔その他〕

ホームページ等

<http://kanzaki2.lawd.gakushuin.ac.jp/~conflict/arbitration/index.html>

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

中野 俊一郎 (NAKANO SHUNICHIRO)  
神戸大学・大学院法学研究科・教授  
研究者番号：30180326

### (2) 研究分担者

なし

(3) 連携研究者  
なし